

資料1 ヘイト・スピーチ差別禁止法関係

＜国際人権基準＞

A 自由権規約

第2条

1、この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。

第19条

1、すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。

2、すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

3、第2項の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

（a）他の者の権利又は信用の尊重

（b）国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第20条

2、差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

B 人種差別撤廃条約

第1条

1、この条約で、「人種差別」とは、政治的、経済的、社会的、文化的その他あらゆる公的生活の領域で、人権と基本的自由の平等の立場における承認、享受又は行使を、妨げたり害したりする目的や効果を持つ、人種、皮膚の色、世系や国民的若しくは民族的出身にもとづくあらゆる区別、排除、制限や優先を意味する。

2、この条約は、締約国が国民と国民でないものとの間に設ける、区別、排除、制限や優先については適用しない。

第2条

1、締約国は、①人種差別を批判し、②あらゆる形態の人種差別を撤廃し、すべての人種間の理解を促進する政策を、すべての適当な方法により遅滞なく、遂行する義務を負う。このため、

（a）各締約国は、個人や集団、組織に対する人種差別行為・実行にたずさわらず、また、

国・地方のすべての公的当局・機関がこの義務に従って行動するよう確保する義務を負う。

- (b) 各締約国は、いかなる個人や旦那地による人種差別も後援せず、擁護・支持しない義務を負う。
- (c) 各締約国は、国・地方の政府の政策を再検討し、し人種差別を生じさせたり、永続化させたりする効果を持ついかなる法令も改正し、廃止し、むこうにするために効果的な措置をとる。
- (d) 各締約国は、状況により必要とされるときは立法を含むすべての適当な方法により、いかなる個人や集団、組織による人種差別も禁止し、終了させる。
- (e) 各締約国は、適当なときは、人種間の融和を図る複数の人種で構成される団体・運動その他人種間の障壁を撤廃する手段を奨励し、人種間の分断を強めるようないかなる動きも抑止する義務を負う。

第4条

締約国は、①人種的優越や、皮膚の色や民族的出身を同じくする人々の集団の優越を説く思想・理論に基づいていたり、②いかなる形態であれ、人種的憎悪・差別を正当化したり助長しようとする、あらゆる宣伝や団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動・行為の根絶を目的とする迅速で積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言で具体化された原則と本条約第5条が明記する権利に留意し、特に次のことを行う。

- (a) あらゆる人種的優越・憎悪に基づく思想の流布、人種差別の扇動、人種や皮膚の色、民族的出身の異なる人々に対するすべての暴力行為や暴力行為に扇動、人種主義的活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪（※違法行為）*an offence punishable by law* であることを宣言する。
- (b) 人種差別を助長し、かつ、扇動する団体や宣伝活動（組織的なものも、そうでないものも）が違法であることを宣言し、禁止し、こうした団体や活動への参加が法律で処罰すべき犯罪（※違法行為）であることを認める。
- (c) 国や地方の公の当局・機関が人種差別を助長したまたは扇動することを許さない。

第5条

第2条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享受にあたり、①あらゆる携帯の人種差別を禁止・撤廃する義務、また、②人種、皮膚の色、国民的あるいは民族的出身による差別なく、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障する義務を負う。

第7条

締約国は、人種差別につながる偏見と闘い、諸国民間や人種・民族集団間の理解と寛容・友好を促進し、国際連合憲章・世界人権宣言・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言と本条約の目的・原則を普及させるため、特に教授、教育、文化と情報の分野

で、迅速かつ効果的な措置をとる義務を負う。

第14条

1 締約国は、この条約に定めるいづれかの権利の当該締約国による侵害の被害者であると主張する当該締約国の管轄の下にある個人又は集団からの通報を、委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認める旨を、いつでも宣言することができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報を受理してはならない。

注) 1965年成立、日本は1996年加入だが、第4条(a)(b)は留保。

C ジェノサイド条約（集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約）

第1条（締約国の義務）

締約国は、集団殺害が平時に行われるか戦時に行われるかを問わず、国際法上の犯罪であることを確認し、これを防止し、処罰することを約束する。

第2条（ジェノサイドの定義）

この条約では、集団殺害とは、国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を全部又は一部破壊する意図をもつて行われた次の行為のいづれをも意味する。

- (a) 集団構成員を殺すこと。
- (b) 集団構成員に対して重大な肉体的又は精神的な危害を加えること。
- (c) 全部又は一部に肉体の破壊をもたらすために意図された生活条件を集団に対して故意に課すこと。
- (d) 集団内における出生を防止することを意図する措置を課すこと。
- (e) 集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

第3条（処罰する行為）

次の行為は、処罰する。

- (a) 集団殺害
- (b) 集団殺害を犯すための共同謀議
- (c) 集団殺害を犯すことの直接且つ公然の教唆

注) 1948年成立、日本は未批准だが、142カ国が加盟。

＜人種差別撤廃委員会からの勧告＞（2010年3月）

7. 委員会は、前回の最終見解(CERD/C/304/Add.114)の実施のための具体的な施策に関して締約国から提供された情報が不十分だったことに懸念をもって留意し、その実施及び本条約全体の実施も限られていたことを遺憾に思う。

締約国に対し、委員会によるすべての勧告及び決定に従うとともに、国内法の規定が本条約の効果的な実施の促進を確保するよう、すべての必要な措置を講ずることを懇意する。

9. 委員会は、反差別に関する国内法を必要としないという締約国によって表明された考え方を留意し、個人又は団体が差別に対する法的救済を結果的に求めることができないこと

を懸念する（第2条）。委員会は、前回の最終見解（10パラ）に含まれる勧告を再度表明し、本条約第1条に基づき、人種差別を直接的及び間接的に禁止する特別法の採用を検討し、本条約により保護されるすべての権利に対応することを要請する。また、委員会は、人種差別の申立てに関わる法執行官が、違反者に対処し差別の被害者を守るために適正な専門知識と権限を有するようすることを確保するよう締約国に懇願する。

11. 委員会は、締約国が提供した人口構成に関する情報に留意するが、入手可能な実態データが締約国における社会的弱者グループの状況の正確な理解や評価を考慮していないことを遺憾に思う。

改訂報告ガイドライン（CERD/C/2007/1）のパラグラフ10及びパラグラフ12とともに、本条約第1条の解釈に関する一般的勧告8（1990年）及び国籍を持たない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）に則って、本条約第1条の定義に当てはまるグループの構成及び状況を評価するために、関係者のプライバシーや匿名性を十分に尊重する形で、個人の自発性に基づき、一般に話されている言語、母国語、あるいは、社会調査からの情報と合わせて人口の多様性を示す他の指標について調査を行うことを勧告する。さらに、委員会は、次回定期報告に日本国籍を持たない者の人口に関する集計データをアップデートし提供することを懇願する。

12. パリ原則（総会決議48/134）に沿った国内人権機構の設立を検討しているとの締約国のコミットメントに留意する一方、委員会は、人権委員会を設立する規定を含んだ人権擁護法案の廃案、独立した国内人権機構設立のための具体的な行動及び時間的枠組の全般的な欠如や遅延を遺憾に思う。また、包括的で効果的な申立てメカニズムの欠如に懸念をもって留意する（第2条）。

委員会は、締約国に対し人権救済法案を起草及び採択し、法的申立てメカニズムを早急に設立することを懇願する。また、パリ原則に沿った、十分な資金及び適切な人員を有する独立した人権機構を設置し、その機関が幅広い人権に関する権限と現代的形式の差別に取り組むための特別な権限を有するよう要請する。

13. 締約国による説明に留意するとともに、委員会は、締約国の本条約第4条(a)及び(b)への留保について懸念する。また、在日韓国・朝鮮学校（Korean schools）に通う生徒を含むグループに対する不適切で下品な言動、及び、インターネット上での、特に部落民に対して向けられた有害で人種主義的な表現や攻撃という事象が継続的に起きていることに懸念をもって留意する（第4条(a)及び(b)）。

委員会は、人種的優越や嫌悪に基づく思想の流布を禁止することは、意見や表現の自由と整合するものであるという意見を再度表明し、この点において、本条約第4条(a)及び(b)への留保の維持の必要性を、留保の範囲の縮小及びできれば留保の撤回を視野に入れて、検証することを懇願する。委員会は、表現の自由の権利行使することは、特別な義務と責任、特に人種主義的思想を流布しない義務が伴うことを喚起し、本条約の規定が自動執行力のない性格のものであることに鑑みれば、第4条は義務的性質があるとする一般的勧告

7(1985年)及び一般的勧告15(1993年)を考慮することを改めて要請する。委員会は締約国に以下を勧告する。

- (a) 本条約第4条の差別を禁止する規定を完全に実施するための法律の欠如を是正すること。
- (b) 憎悪的及び人種差別的表明に対処する追加的な措置、とりわけ、それらを捜査し関係者を処罰する取組を促進することを含めて、関連する憲法、民法、刑法の規定を効果的に実施することを確保すること。
- (c) 人種主義的思想の流布に対する注意・啓発キャンペーンを更に行い、インターネット上の憎悪発言や人種差別的プロパガンダを含む人種差別を動機とする違反を防ぐこと。

14. 公務員に対する人権教育を提供するために締約国によりとられた施策に留意するとともに、委員会は、公務員による差別的発言が繰り返されているという前回最終見解(13パラ)の懸念を改めて表明し、本条約第4条(c)に違反して、この点に関する当局による行政的又は法的行動の欠如を遺憾に思う。さらに、発言を罰する名誉毀損、侮辱及び脅迫に関する既存の法律は人種差別に特有のものではなく、特定の個人に対する侵害の場合にのみ適用されることを懸念する(第4条(c)及び第6条)。

委員会は、国家及び地方自治体の公務員による人種差別を許容し扇動するあらゆる発言を強く非難し反対すること及び政治家や公務員の間で人権啓発を促進する取組を強化することについて改めて勧告する。また、締約国は人種差別及び外国人嫌悪的発言を直接的に禁止し、管轄権を有する国内裁判所を通して人種差別に対する効果的な保護及び救済へのアクセスを保障する法律を制定すべきことを緊急に勧告する。また、委員会は、そのような事件が将来発生することを防ぎ、また、全公務員、法執行官、行政官及び一般国民に対して、特に人種差別に関して関連する人権教育を提供するための必要な施策を講ずることを勧告する。

24. 委員会は、日本人と日本人でない者の関係に困難がある事案、特に、レストラン、公衆浴場、店舗やホテルなど一般人の使用を目的とされている場所やサービスにアクセスする権利が、本条約第5条(f)に違反して、人種や国籍に基づき拒否されていることに懸念を表明する(第2条及び第5条)。

委員会は、締約国が国民全体に対する教育活動を通してこの一般的な態度に対抗すること、一般に開かれた場所への入場の拒否を違法とする国内法を採用することを勧告する。

25. 委員会は、本条約において保護されているグループによる日本社会への貢献に関する正確なメッセージを伝えることを目的として教科書を改訂するために、締約国によりとられた措置が不十分であったことを懸念する(第5条)。

委員会は、締約国がマイノリティの文化や歴史をよりよく反映するために既存の教科書を改訂することやマイノリティが話す言語で書かれたものを含む歴史や文化に関する書籍及びその他の出版物を奨励することを勧告する。特に、義務教育において、アイヌや琉球の言語教育及びこれらの言語による教育を支援することを懇願する。

26. 人権相談所や人権教育・促進など、締約国によりとられた人種差別的偏見と闘うための施策に留意するとともに、委員会は、メディアに関する具体的な情報の欠如及びテレビやラジオ番組の放送における人権の一体化を引き続き懸念する（第7条）。

委員会は、締約国が人種差別撤廃を目的として、公的教育及び啓発キャンペーンを強化し、寛容や尊重を教育目的に組み入れ、日本国民であれ外国人であれ社会的弱者グループに関する課題に対するメディアの適切な扱いを確保することを勧告する。また、委員会は、人権教育を向上させる点においてメディアの役割に特別な注意を払うこと、及びメディアや報道における人種差別に繋がる人種差別的偏見と闘うための施策を強化することを勧告する。また、人種差別の啓発を強化するために、ジャーナリスト及びメディアで働く人々のための教育や訓練を勧告する。

29. 委員会は、個人通報を受理し検討する委員会の権限を認めるという本条約第14条に規定する選択的宣言を行うことを検討するよう締約国に懇意する。

＜欧州人権基準＞

A 欧州評議会「人種主義と不寛容に反対する欧州委員会（ECRI）一般的政策勧告No.7「人種主義と人種差別と闘うための国内法」（2002年）

差別的表現につき下記の行為が意図的に行われた場合に、刑事法で処罰するべきと規定。

①人種、皮膚の色、言語、宗教、国籍又は国民的あるいは民族的出身を理由とする個人または集団に対する a) 暴力、憎悪または差別の公然たる煽動、b) 公然たる侮辱・名誉毀損、c) 脅迫

②人種主義的意図をもった、人種、皮膚の色、言語、宗教、国籍又は国民的あるいは民族的出身を理由とするある集団の優越性を主張するイデオロギーの、または、軽視あるいは中傷する、公然たる表現

B 欧州連合「刑事法による人種主義と外国人嫌悪のある形態と表現と闘う評議会枠組み決定」（2008年）

第1条1項 a 意図的に、あるグループの人々もしくは人種、皮膚の色、宗教、社会的身分又は国民的若しくは民族的出身により規定されるグループのメンバーもしくはグループに対する暴力や憎悪を公然と煽動することにつき、各締約国は、刑事罰をもって規制しなければならない。

第2項 締約国は、公共の秩序を害する方法で行われた場合若しくは威嚇的、罵倒的あるいは侮辱的な場合にのみ罰することを選択することができる。

＜カナダの例＞

刑法 319条（憎悪表現の禁止）

1 その煽動が平和の破壊をもたらす可能性が高い状況において、公共の場において意見を伝達することによって特定集団（皮膚の色、人種、宗教または種族的出身によって区別されうる公衆の一部分として識別されうる集団）に対する憎悪を煽動することを禁ず。

2 私的な会話以外において、意見を伝達することによって、上記特定集団に対する憎悪を意図的に促進することを禁ず。

3 2項の免責事由

(a) 伝達された意見が真実であることを証明した場合

(b) 宗教上の題材に関する意見又は宗教上の系点に記された進行に基づく意見を、誠意をもって表明した者又は議論を通して確立することを試みた者

(c) 公共の利益に関する題材に関連した意見で、公共の利益に役立つ議論であり、発言者がそれを真実であると信じるに足りる合理的な理由があった場合

(d) カナダ内の特定集団に対する憎悪感情を生み出す又は生み出す傾向のある事柄を、その除去を目的として指摘することを誠実に意図していた場合

6項 司法長官の同意を要する

＜日本政府の立場＞

A 第4条 a 及び b に対する留保

「日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第4条の a 及び b の規定の適用に当たり、同条に『世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って』と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。」

B 留保の理由

- 1、同条項は、様々な場面における様々な態様の行為を含む非常に広い概念を規定しており、そのすべての場合を刑罰法規をもって規制することになれば、例えば、文明評論や政治評論などの正当な言論を不当に萎縮させるなど、憲法の保障する集会、結社及び表現の自由などを不当に制約することになるおそれがある。
- 2、この規定が定める諸概念を刑罰法規の構成要件として用いることについては、刑罰の対象となる行為とそうでないものとの境界が明確ではなく、罪刑法定主義に反するおそれがある。

C CERD への第7～9回政府報告書（2013年1月）

72. 右留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない。

資料2 朝鮮学校の高校無償化排除・補助金停止問題に関する国連関係の経緯

2010年2月 人種差別撤廃委員会による第3～6回審査

2010年3月 同委員会勧告※1

国連移住者の人権特別報告者の訪日調査

2010年5月 子どもの権利委員会による第3回審査

国連人権高等弁務官来日時の発言※2

2010年6月 同委員会勧告※3

2011年5月 国連移住者の人権特別報告者の日本訪問報告書発表※4

2012年2月 人種差別撤廃委員会の早期警戒・緊急手続きに対する申立

2012年4月 自由権規約委員会に対する第6回政府報告書提出

2012年5月 社会権規約委員会による事前審査

2012年6月 同委員会から日本政府への質問事項発表※5

2012年8月 人種差別撤廃委員会の早期警戒・緊急手続きに対する申立の補足

2013年1月 上記質問事項に対する政府の回答提出

人種差別撤廃委員会に対する第7～9回日本政府報告書提出

2013年3月 上記質問事項に対するNGOからの回答及びレポート提出

2013年4月 上記委員会による本審査

2013年5月 上記委員会勧告

2013年9月 人種差別撤廃委員会に対する質問事項に向けてのNGOレポート提出

自由権規約委員会による事前審査に向けてのNGOレポート提出

2013年10月 自由権規約委員会による事前審査

2013年11月 自由権規約委員会から日本政府への質問事項発表

(人種差別撤廃委員会からの日本政府への質問事項発表)

2014年1月 人種差別撤廃委員会に対するNGOレポート提出

2014年2月 同委員会による審査

2014年3月 同委員会勧告

2014年4月 自由権規約委員会の質問事項に対する政府の回答提出

2014年6月 上記質問事項に対するNGOからの回答及びレポート提出

2014年7月 自由権規約委員会による本審査

2014年8月 同委員会勧告

※1 2010年3月 人種差別撤廃委員会勧告

22. 委員会は、子どもの教育に差別的な効果をもたらす行為に懸念を表明する。そのような行為には、以下のものが含まれる。

(a) 締約国において現在、公立および私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する

教育課程を持つさまざまな教育機関を対象とした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除すべきことを提案している何人かの政治家の態度（第2条、第5条）

委員会は・・・教育機会の提供において差別がないよう確保すること並びに、締約国の領域内に居住する子どもが就学及び義務教育の修了にさいして障害に直面することのないよう確保することを勧告する。

※2 2010年5月 国連人権高等弁務官日本訪問時発言

高校授業料の実質無償化を「大変良い進歩的な措置」と評価した上で、「教育を受ける権利は日本に住むすべての人に広げられなければならない。そうでなければ差別だ」

※3 2010年6月 子どもの権利委員会勧告

73. 委員会は、締約国に対し、外国人学校への補助金を増額し、かつ大学入試へのアクセスにおいて差別が行なわれないことを確保するよう奨励する。

※4 2011年5月 移住者の人権特別報告者勧告

81. (e) 中央政府と都道府県庁は、外国人学校への資金的支援を増やすべきである。さらに、外国人学校間で差別をしないため、政府は、韓国・朝鮮人、ブラジル人、ペル一人、フィリピン人その他の外国人学校が、他の私立のインターナショナル・スクールや日本の学校と同様の支援を受けるよう、補助金を増額し、税制優遇措置を適用すべきである。

※5 2012年5月 社会権規約委員会質問事項（別紙参照）

資料3　社会権規約委員会から日本政府に対する事前質問リストのパラグラフ 28

I、民族的マイノリティおよび移住者家族に属する子ども、とくに朝鮮にルーツをもつ子どもに対して根強く残る差別に対応するためにとられた措置の効果について情報を提供してください。

＜政府回答＞

法務省の人権擁護機関では、外国人に対する差別待遇に関する問題について、1年を通じて全国各地で啓発活動を実施している。

また、法務省の人権擁護機関では、人権相談等で、外国人であることを理由とした差別等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、その結果、人権侵害の事実が認められた場合は、行為者に対し人権尊重思想の啓発を行うとともに、その排除や再発防止のために事案に応じた適切な措置を講じている。

なお、外国人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の開始件数は、以下のとおりである
(略)

＜問題点＞

朝鮮学校に通う児童・生徒たちにたいする暴言、暴行事件は、日本と朝鮮民主主義人民共和国との緊張が高まるたびに繰り返し起きている。日本政府は嫌がらせ等の行為への対応として「差別はやめましょう」と呼びかける少量の啓発ポスターや啓発パンフレットを配布するにとどまっているが、効果はない。

むしろ、朝鮮人・中国人等のマイノリティ・コミュニティに対するヘイト・スピーチを繰り返すデモが増加している（添付資料参照）が、差別禁止法もヘイトスピーチ規制法もなく野放し状態であり、警察はデモを見守るだけで、規制しない。

政府回答パラ145、146、147は、法務省の人権擁護機関があたかも外国人への差別について効果があるように述べている。しかし、同機関には調査・執行において強制的な権限を有しておらず、実効性は少ない。また、公的機関によるマイノリティの人権侵害事案については機能せず、むしろ差別を追認している。たとえば、第三文への回答で述べるように、高校無償化制度（政府回答パラグラフ151、152）から朝鮮学校の生徒のみが排除されているが、2012年8月、生徒の保護者の一人が東京の法務省の人権擁護機関に人権侵害事件として救済を申し立てたのに対し、当事者へのインタビューすら一度もないまま、2013年2月、理由も一切付さずに「人権侵害はない」と一言のみ書かれた通知が送られた。

差別撤廃教育については、それを保障する政策も法も科目もない。この点、政府回答パラグラフ148は、学習指導要領に基づき国際理解教育がなされていると記載しているが、学習指導要領においては、在日朝鮮人をはじめとする日本における民族的マイノリティや移住労働者家族の子どもについてや人種差別撤廃教育、植民地支配の歴史について一言も触れられていない。逆に、政府は、2006年に教育基本法を国家主義的に全面改訂し、日本

への愛国心教育を基本法に盛り込み、同化主義的教育が強まっている。

それゆえ、在日朝鮮人が植民地支配の結果、日本に居住している事実すら知らない子どもたちが少なくない。また、日本の学校における差別・いじめはなくならず、大阪など地方政府による調査によれば、日本の公立学校に通う在日朝鮮人生徒の8－9割は差別・いじめを避けるため、民族名を隠し、日本名を使っている。

＜勧告案＞

- 1 朝鮮学校に通う児童・生徒たちにたいする暴言・暴行事件をはじめとする、外国籍・民族的マイノリティの子どもたちに対する全国的な差別の実態調査を行うべきである。
- 2、人種的差別禁止法を制定せよ。
- 3、パリ原則に則った独立の国内人権機関を設置せよ。
- 4、学校教育において、植民地支配への反省の観点からの歴史教育を含めた、外国籍・民族的マイノリティへの差別をなくす教育を保障するため、法制度・政策を整備せよ。
- 5、人種主義に基づく暴力を根絶するため人権教育、啓発活動を強化するべきである。メディアに対しても、人種主義に導く報道をなくし、また、人種的偏見と戦う報道がなされるよう、具体的な対策を検討すべきである。

II、これらの子どもに対し、公立学校における自己の言語の教育および自己の文化に関する教育を含む、無理なく費用を負担できる条件での教育へのアクセスを保障するためにとられている措置も明らかにしてください。

＜政府回答＞

現在、我が国的小・中・高等学校等においては、学習指導要領に基づき、社会科などの各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間などを通じて国際理解教育が実施されており、子どもたちの国際的視野を広げ、外国人も含めた異なる習慣や文化を持った人々を理解し、共に生きていくための資質や能力を育成している。

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、国際人権規約や児童の権利条約等も踏まえ、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

また、高等学校についても、学校教育法の下、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者は、人種、国籍等いかなる差別なく、入学資格が認められている。

高等学校については、家庭の教育費負担の軽減のため、2010年度から公立高校の授業料を無償にするとともに、国立・私立高校等の生徒に高等学校等就学支援金を支給する制度を開始しており、この公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度は、国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第一学

年から第三学年)、専修学校高等課程、各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学大臣が指定する学校に在学する生徒であれば、国籍を問わず制度の対象としている。

公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度につき、各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとしては、イ) 大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることが確認できるもの、ロ) 國際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの、ハ) イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したものを対象と認めている。

なお、外国人の児童生徒の母語、母文化に関する教育については、地域の実情や当該児童生徒の実態等に応じ、公立学校において、学習指導要領に基づき、総合的な学習の時間などで取り上げることは可能である。また、課外活動として実施することも可能であり、複数の地方公共団体において実践されているところである。

＜問題点＞

第一に、「教育基本法によれば、小中学校は日本人の子どもたちにとって義務教育となっているが、外国人の子どもたちにとってはそうではない。教育基本法が日本人にのみ、日本的小中学校へ子どもを送ることを義務づけているからである。文部科学省は、日本の初等中等学校は、学齢期の外国人の子どもを、入学を望めば受け入れても構わないとする。学校と地方自治体には移住者の子どもを受け入れる法的責任はなく、これらの子どもたちに、教育は法的権利として保障されていない。さらに、地方自治体には移住者の子どもたちに特別なサービスや言語教育を提供する義務はない。各自治体は、それぞれの裁量で政策を決定している。」(ブスタマンテ報告第62パラグラフ) このように、政府は、外国籍の子どもたちへの教育へのアクセスを保障していない。それゆえ、移住労働者家族の子どもたちを中心として、1万人近くの外国籍の子どもたちが不就学となっている。

この点、政府回答パラグラフ149は、「国際人権規約や児童の権利条約なども踏まえ・・機会を保障していると」と記載しているが、法的権利として保障しておらず、まやかしである。

第二に、政府は、2001年に社会権規約委員会から「かなりの数の言語的マイノリティの児童生徒が在籍している公立学校の公式な教育課程において母国語教育が導入されるよう強く勧告」(パラグラフ60)されたにも関わらず、10年以上経った現在も一切認めていない。課外授業としても、大阪などごく一部の地方自治体で行っているだけだが、中央政府からの支援がまったくないため、財政的に厳しく、担当する教員たちは非常勤講師で労働条件は劣悪である。

＜勧告案＞

- 1、外国籍の子どもの教育権を法律に明記して認め、保障すべきである。
- 2、前回の勧告通り、「かなりの数の言語的マイノリティの児童生徒が在籍している公立学

校の公式な教育課程において母国語教育が導入される」べきである。

III、マイノリティ学校に対して締約国が与えている財政援助についての詳しい情報を提供してください。

＜政府回答＞

外国人学校は、その一部が各種学校として都道府県知事の認可を受けているところであり、都道府県の自主的な判断で補助金を交付されているところもある。

＜問題点＞

政府回答パラ 151、152 は、2010 年 4 月に発足した高校無償化制度について説明しているが、確かに、現在までに 39 校の外国人学校・民族学校が無償化の対象として指定され、そこに通う生徒たちは、国籍を問わず、中央政府から就学支援金を受け取っている。

しかし、朝鮮学校は、「(ハ) 高等学校の課程に類する課程を置くもの」との条項に基づいて申請を行ったが、民主党政府は 2 年半もの間、指定を先送りしてきた。そして 2012 年末に成立した自民党政府は、すぐに拉致問題等を理由として朝鮮学校の同制度からの排除する方針を打ち出し、2013 年 2 月 20 日、朝鮮学校だけを高校無償化制度から排除することを目的として (ハ) の規程自体を削除し、各朝鮮高級学校を不指定処分とした。

2013 年 1 月中旬に提出された政府回答パラ 152 では、(ハ) の規程について説明しているが、2012 年 12 月の時点で、すでに朝鮮学校排除のための (ハ) の規程削除方針を打ち出しているのだから、この説明は政府の差別行為を隠蔽する虚偽である。

なお、実は「高校無償化」法制定段階から朝鮮学校排除の動きがあり、2010 年、人種差別撤廃委員会は、「(e)締約国において… (中略) …高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除すべきことを提案している何人かの政治家の態度」につき「子どもの教育に差別的効果をもたらす」との懸念を表明している (CERD/C/JPN/CO/3-6, para22)。

また、これまで、中央政府と異なり、朝鮮学校の存在する全 27 都道府県は、朝鮮学校に対し補助金を出してきた（金額は平均すると正規の学校である日本の公立学校の 10 分の 1 程度、日本の私立学校の数分の 1 程度、あるいはごく少額ではあるが）。しかし、上記の中央政府による高校無償化からの朝鮮学校はずしを契機として、日本における反朝鮮の人種主義が高まり、2020 年オリンピック開催地として立候補している東京をはじめとして、埼玉、大阪、東日本大震災の渦中の宮城、神奈川など、現時点で 7 つの都府県が助成金を停止または削減させ、それは川崎市、広島市など、市区町村にも広がっている。

そのような状況のなかで、朝鮮学校に対して朝鮮学校の保護者や支援者らによる寄付がなされているが、その寄付金についても、正規の学校および専修学校なら無条件に税制上の優遇措置を受けられるが、各種学校である外国人学校では原則として免税措置が講じられないという差別がある。文部科学省は、2003 年 3 月 31 日の政省令改定で、貿易促進の観点から欧米系のインターナショナル・スクール等、一部の各種学校にのみ寄付金の免税措

置を認めたが、定住外国人の子どもが通う学校については認めなかった。2008年10月に行われた自由権規約委員会では、「朝鮮学校に対して国の助成金を増額し、また朝鮮学校への寄付者に対しても他の私立学校への寄付者と同様の財政的利益を与えることにより適切な財源を保証」することを勧告した (CCPR/C/JPN/C0/5, para31)。2010年3月の人種差別撤廃委員会 (パラ22)、2010年6月の子どもの権利委員会 (CRC/C/JPN/C03, para72) においても同様の是正が勧告されている。

また、ブラジル学校、ペルー学校等、主要にニューカマーの移民労働者の子どもたちのための学校は、ほとんどが各種学校認可を得られていないが、その場合、地方政府からも財政援助はまったくない。ブラジル学校は、リーマンショック直前には全国で約110校存在したが、リーマンショックの際の保護者らの解雇の影響を受けて、現在はほぼ半減している。その結果、ブラジル学校から放り出された子どもたちの約3割程度は不就学となっている。

＜勧告＞

- 1、マイノリティ学校に対する制度的差別を見直し、日本の学校と同等の支援を行うよう法整備を行うよう勧告する。
- 2、1の法整備が完了するまでの間、日本の中央・地方政府は、各種学校となっている外国人学校に対し、少なくとも日本の私立学校と同程度の財政的支援を行うべきである。また、各種学校認可を得ていない学校に対しても、マイノリティの学習権保障の観点から、緊急の財政支援を行うべきである。
- 3、いくつかの地方政府が現在停止している朝鮮学校への補助金につき、まず、停止を撤回すべきである。
- 4、朝鮮学校の「高校無償化」からの排除を撤回し、その対象校とすべきである。
- 5、外国人学校に対する寄付金に対する免税措置についての外国人学校の間の差別をなくすべきである。